

全体会計財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア取得原価が判明しているもの 取得原価

イ取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

イ市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物15年～50年

工作物5年～60年

物品2年～15年

②無形固定資産（リース資産を除きます） 定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一方法

イ所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①退職手当引当金

退職手当債務から埼玉縣市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、埼玉縣市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外ファイナンス・リース取引

通帳の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

区分が不明な場合は、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等のおおむね 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項ありません。

3. 重要な後発事象

該当事項ありません。

4. 偶発債務

該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類及び附属明細書の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・ 一般会計
- ・ 国民健康保険特別会計
- ・ 介護保険特別会計
- ・ 後期高齢者医療特別会計
- ・ 下水道事業会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

特になし。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 643,784 千円

② 一時借入金

一時借入金の借入はありません。なお、一時借入金に限度額は、次のとおりです。

一般会計 600,000 千円

国民健康保険特別会計 300,000 千円